

個別分野の規制改革の進展について

令和 4 年 9 月 13 日

事務局

これまでに進捗があった主な個別分野の規制改革等は以下の通り。

1. 急速充電器の充電ポストに係る消防法の対象火気省令の運用の統一化

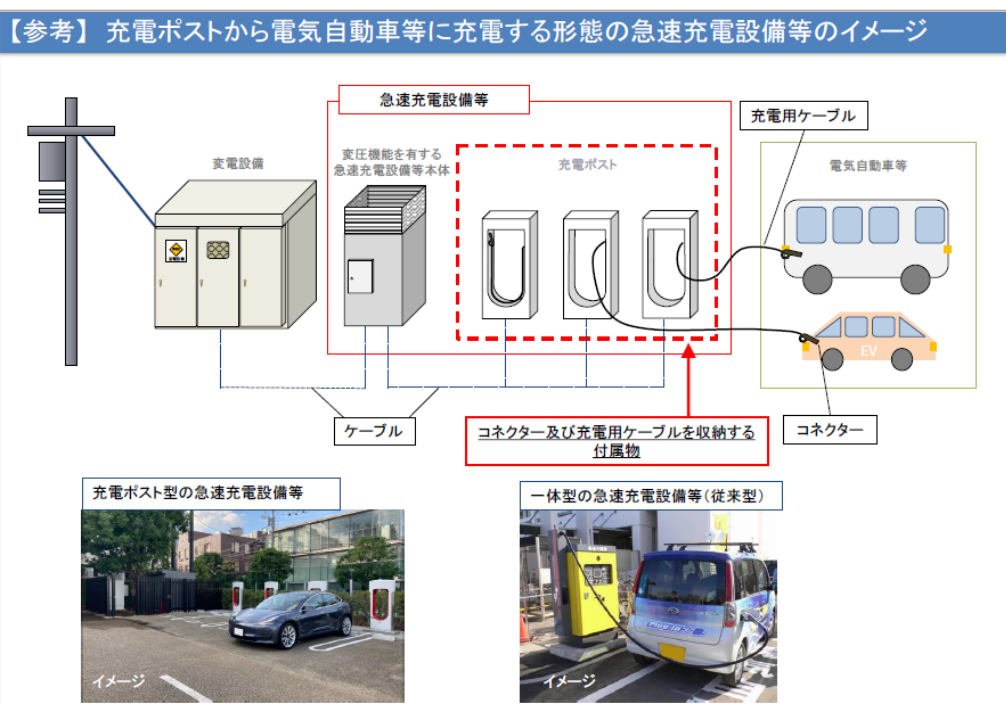
要望：急速充電器については変圧機能による火災の恐れがあることから消防法上の対象火気省令において建築物等への延焼を防ぐために、屋外に設ける急速充電器は、建築物から 3 m 以上の離隔距離を設けた位置に設置することとされている。一方で、充電器本体に接続される充電ポストについては、変圧機能がないため、離隔距離を設ける必要はないと考えられるが、充電ポストも規制対象と誤解されている恐れがあり、急速充電関連設備設置の障壁となっている。

充電器本体に接続されるケーブル・コネクタやそれを収納する充電ポストについては、建築物との離隔距離を設ける必要がないことを明確し、周知すべき。

＜対応の内容：総務省消防庁＞

充電ポストは、コネクタ及び充電用ケーブルを収納する付属物であり、建築物からの離隔距離を設ける必要はないことを、明確化し、令和 4 年 6 月 27 日に各都道府県消防防災主管部長宛に通知を発出済み。内容は、以下のとおり。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220627_yobou_319.pdf



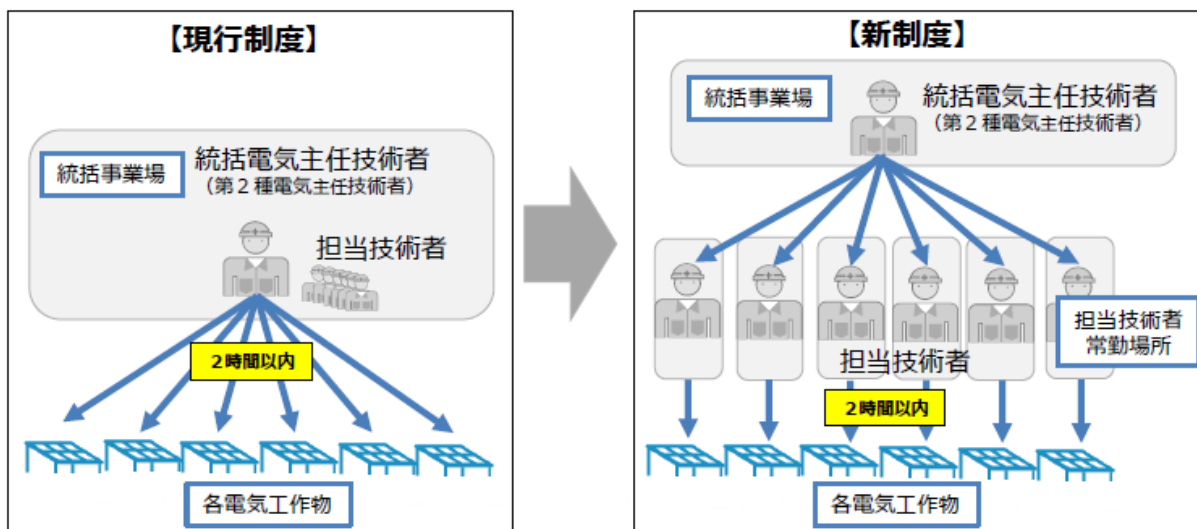
2. 電気主任技術者の統括制度における2時間以内到着ルールの見直し

要望：電気事業法に基づく現行の保安規制において、大規模な再エネ設備等（電圧5万V以上）を設置する場合、設置場所へ2時間以内に到着できる「第2種電気主任技術者」の選任が求められている。大規模な再エネ設備は、山間部や僻地で開発されることも多く、特に地方において「第2種電気主任技術者」の 人材確保が困難になっている。一方、規制当局を含めた電気保安関係者の努力による保守管理技術の進歩や設備の品質向上などにより、電気事故は大幅に減少している。以上の状況を踏まえ、2時間以内到着ルールを実態にあったものに見直すべき。

<対応の内容：経済産業省>

大規模な再エネ設備等（電圧5万V以上）について、遠隔監視等のスマート保安技術の活用や第2種電気主任技術者による確実な監督を前提に、「第2種電気主任技術者」に代わり、「担当技術者」が設置場所へ2時間以内に到着できる体制も認めることとし、令和4年6月22日に「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を改正済み。内容は、以下のとおり。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220622-1.html



3. 容量市場における発動指令電源の調達量上限の見直し

要望：容量市場のメインオークションにおいて、発動指令電源の調達量上限は電力需要の3%に設定されているところ、応札量(5.66GW)が調達量(4.75GW)を上回っており、デマンドレスポンス等のリソースが十分に活用しきれていないなどの課題がある。このような状況や直近の調整力公募の電源I'(発動指令電源相当)の応札量(6.66GW)を考慮し、発動指令電源の調達量上限の見直しや撤廃を検討すべき。

<対応の内容：経済産業省>

発動指令電源の調達量上限の在り方について、上限の撤廃も選択肢に含めて検討を行った結果、2022年に開催する容量市場のメインオークションは、調達量上限を電力需要の4%に見直すこととし、関係者への説明資料を公表済み(別枠で、実需給の1年前に実施する追加オークションの上限は、1%に設定しており、合計で5%)。内容は、以下のとおり。

https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/202207_youryou_seidosyousaisetsumei.pdf

前年度からの主な変更点(1/2)

6

- 新規：ノンファーム型接続電源の参加について(p21)
基幹系統でのノンファーム型接続が適用される電源については、2022年度メインオークション(対象実需給年度：2026年度)に参加可能となります。
- 新規：1地点複数応札(安定電源+発動指令電源)の導入(p23)
安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても応札可能とします。
- 新規：発動指令電源の募集量等(p47、48)
発動指令電源の応札上限容量を4%から5%に引き上げます。
あわせて、発動指令電源に関しても、調整係数を設定します。
- 変更：経過措置の扱い(p55、56)
2022年度メインオークション(対象実需給年度：2026年度)以降は、メインオークションでの約定価格が、指標価格の半分以下になった場合には、経過措置を適用しないこととします。(エリアプライスが指標価格の半分以下の場合に、そのエリアで約定した電源等が経過措置を適用しない対象となります。)
- 新規：インボイス制度の対応方法(p80、107)
インボイス制度における仕入税額控除にあたり、適格請求書発行事業者の登録番号の記載が必要となりますので、事前の登録をお願いします。